

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第374会計隊鹿追派遣隊長 石黒 啓祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4LXX1ZZ00460	4MKK1AE1002 0001		7				
品名 または 件名							
鹿追駐屯地自衛隊宿舎消防設備等点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
鹿追駐屯地笹川宿舎及び東宿舎				鹿追駐屯地業務隊厚生科			
搬入場所				納 期 または 工 期			
厚生班 片山1尉 (内線326)				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第374会計隊鹿追派遣隊に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年5月29日 (水) 10時00分 鹿追駐屯地幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

カ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

ア 陸上自衛隊鹿追駐屯地 第374会計隊鹿追派遣隊

イ 北部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

(3) 適用する契約条項

ア 契約条項

駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」

イ 特約条項

(7) 駐屯地用標準契約書「談合等の不正行為に関する特約条項」

(4) 駐屯地用標準契約書「暴力団排除に関する特約条項」

(4) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除 (ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じな

いものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)

イ 契約保証金

免除(ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)

(5) 入札の無効

ア 第7項第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者(委任された者も含む。)の氏名及び押印された印影が判断し難い入札

エ 入札開始時間に遅れた者による入札

オ 電話・電報・FAXによる入札

カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書(入札及び契約心得参照)

ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合

(6) 契約書作成の要否

落札者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするため、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(9) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。

イ 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。

エ 入札書は、持参又は郵便等で提出する。

オ 郵便入札の場合は、件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書(写)とともに下記のように記載した封筒に入れ、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて令和6年5月28日(火)11時00分までに陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

「鹿追駐屯地自衛隊宿舍消防設備等点検役務 入札書 在中」

カ 本入札は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵便入札を推奨するが、入札日開札場所に来ることを妨げるものではない。

キ 入札書下部余白に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。

(10) 入札に関する事項の問い合わせ先

ア 入札に関する事項

陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊(担当:田所)

TEL:0156-66-2211(内線:347)

FAX:0156-66-2212

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊鹿追駐屯地厚生科(担当:片山)

TEL:0156-66-2211(内線:326)

(11) 公告掲示場所及び掲示期間

ア 掲示場所

鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊、帯広駐屯地第374会計隊、鹿追町商工会、帯広商工会議所ホームページ、北部方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

イ 掲載期間

令和6年5月14日(火)~令和6年5月29日(水)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

鹿追駐屯地自衛隊宿舎消防設備等点検役務仕様書

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、別紙第1「消防設備点検保守業務作業対象設備概要」に示す自衛隊宿舎の消防用設備等点検保守について適用する。

1.2 定義

本件仕様書における用語の意義は、契約書本文に定めるものによる。なお、契約書本文に定めがない用語については、それぞれ次に定めるものとする。

- a) 維持管理機関の長 別紙第1「消防設備点検保守業務作業対象設備概要」に示すそれぞれの宿舎を維持管理する維持管理機関の長をいう。
- b) 施設管理担当者 維持管理機関の長が指名する宿舎担当者又は営繕担当者をいう。

2 業務体制及び実施時期

2.1 乙は、業務を総合的に把握し調整を行う者として業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

2.2 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を提出する。

2.3 日常使用時に異状が発生した場合及び甲から連絡を受けた場合には、昼夜を問わず速やかに状況を確認し、処置を行い、甲に報告を行うものとする。

2.3.1 点検保守作業を行う者は、作業を行う上で必要な資格を有する者（当該設備に対する消防設備士又は消防設備点検資格者及び自動火災報知設備にあっては一般社団法人日本火災報知機工業会による第1種火災報知システム専門技術者）とし、作業実施前に資格証等の写しを提示する。

2.3.2 業務報告書は、各作業の終了後、速やかに甲に提出する。

2.3.3 定期点検により発見された要補修箇所のうち微調整、予備部品の交換で機能を回復する場合は、速やかに実施する。また、機能維持上、緊急を要する場合は担当係に報告し、仮補修等の適切な処置を行う。

2.3.4 作業に必要な測定器、工具類及びヒューズ、ランプ等の消耗部品は、乙の負担とし、消耗部品については、予備品を常備する。

2.3.5 発生材は法令等に従い構外搬出適切処理とする。

2.3.6 点検実施時期は、機器点検及び総合点検(前期)、機器点検(後期)とする。

3 仕様

3.1 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。

3.2 本業務で作業対象とする設備は、別紙第1「消防設備点検保守業務作業対象設備概要」による。

3.3 本業務における作業内容は、別紙第2「消防用設備等点検保守業務作業内容」による。

3.4 点検の時期は施設管理担当者の指示によるが、原則として別紙第2のとおりとする。

3.5 業務報告書は下記のとおりとする。

a) 消防用設備等点検結果報告書(消防庁告示で定める書式による)2部

b) 不良箇所報告書(不良箇所について具体的にまとめた報告書)1部

なお、「不良箇所報告書」には、場所(不良箇所がある設備の設置室名等)、不良箇所(不良機器又は部位等の名称、仕様、型番等)、不良内容(不良箇所の具体的な状態及び不良原因等)、措置内容(応急措置・補修等を行った場合の措置内容)を明記し、必要に応じて状況写真を添付する。また、修理方法の検討結果についても合わせて報告する。

消防設備点検保守業務作業対象設備概要

屋内消火栓設備

区分	笹川宿舎	鹿追宿舎		
		1号棟	2号棟	3号棟
総合点検 機能点検	○			

消火器

区分	種別	階別	笹川宿舎	鹿追宿舎		
				1号棟	2号棟	3号棟
総合点検 機能点検	粉末蓄圧	1階	6	3	3	2
		2階	4	3	3	2
		3階	4	3	3	2
		4階	4	3		
		5階	4			
		屋外	4		2	
		計	26	12	11	6

自動火災報知機設備一式

区分	笹川宿舎	鹿追宿舎		
		1号棟	2号棟	3号棟
総合点検 機能点検	○			

住戸用自動火災報知装置一式

区分	笹川宿舎	鹿追宿舎		
		1号棟	2号棟	3号棟
総合点検 機能点検		○	○	○

避難器具（梯子）

区分	笹川宿舎	鹿追宿舎		
		1号棟	2号棟	3号棟
総合点検 機能点検	8箇所	6箇所	4箇所	4箇所

誘導標識

区分	階別	笹川宿舎	
		避難口	通路
総合点検 機能点検	1階	4	3
	2階	2	3
	3階	2	3
	4階	2	3
	5階	2	3
	計	12	15

消防用設備等点検保守業務作業内容

1 点検作業

1.1 作業対象設備に対して、消防法、同法施行規則及びこれらに基づく消防庁告示等に従い、消防用設備等の機器点検(外観点検、機能点検)及び総合点検を実施する。なお、点検基準及び要領は下記のとおりとする。

1.1.1 機器点検

a) 外観点検

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認する。

b) 機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認する。

1.1.2 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、設備の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認する。

1.1.3 点検時期

前期点検：5月又は6月(機器点検+総合点検)

後期点検：10月又は11月(機器点検)

1.1.4 作業対象設備に異状が発生し、施設管理担当者から点検要請を受けた場合は、速やかに臨時点検を行う。

2 保守作業

2.1 点検により発見された不良箇所のうち、温度ヒューズ、ランプ等の消耗部品交換、消防設備用各種表示の設置、その他簡易な補修・調整等の軽微な修理によって復旧可能なものについては、本業務にて修理等を行い復旧させる。

2.2 軽微な修理にて復旧が困難な不良箇所については、詳細状況を調査し、場合により可能な応急措置を行った後、修理方法の検討を行い、宿舍管理者等に報告する。

3 作業上の注意点等

3.1 作業工程については、予め施設管理担当者と十分な打ち合わせを行い、寮室等の使用に支障のないよう調整する。

3.2 点検作業等の実施に当たっては、作業中の火災発生も想定した上で、作業開始前に施設管理担当者と必要な打合せを行い、適切な連絡体制にて作業を行う。

3.3 作業終了後は、その都度、電源電圧、スイッチ類の位置、収納器具等が元の正常な状態に復旧されているか再確認する。

4 業務内容

4.1 共通事項

維持及び運用について、関係法令、保守規定等を遵守し、事故、故障を未然に防止して保安を確保し、機能を維持するため、必要な巡視、点検、清掃、測定、試験及び機器の軽微な修理を行う。軽微な修理には誘導灯・非常照明のバッテリー交換等を含む(バッテリーは支給品とする)。

なお、点検、測定及び試験の結果、電気設備に関する技術基準を定める省令の規程に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。

4.2 消防法関係法令に基づく点検

消防法施行規則第31条の6に基づき誘導標識を点検し、消防庁告示第3号(昭和50年4月1日)平成31年消防庁告示第5号及び平成31年消防庁告示第6号(平成31年4月18日施行)に定める報告書を提出する。

4.3 点検日の決定

甲は、各点検実施の約1カ月前に乙に対し各点検日を調整し、双方で協議し決定する。

4.4 記録の保存

乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

4.5 誘導灯及び誘導標識の点検

以下の避難口誘導灯、廊下通路誘導灯及び誘導標識について関係法令に基づく点検を行う。不良箇所については、不良箇所の場所、台数、機種を報告すること。点検は抜き取り点検ではなく、全数について点検を行うこと。